

# 熊本県公報

第 1 1 2 5 3 号  
平成 17 年 4 月 22 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○ " " " " " "	( " ) 1
○自転車歩行者専用道路の指定	(道路総務課) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 3
<b>公 告</b>	
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 3
○開発行為工事完了	(建築課) 4
○ " " " " " "	( " ) 4
○徴税吏員証及び検税吏員証の無効	(税務課) 4
<b>登 載 依 頼</b>	
○有明海自動車航送船組合規則の一部改正	(有明海自動車航送船組合) 4
○有明海自動車航送船組合規則の一部制定	( " ) 5
<b>正 誤</b>	
○平成17年4月4日熊本県公告第241号中	(農村計画課) 5

## 告 示

### 熊本県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成17年4月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡三加和町大字津田字松川 2876、2879、2891、2893、字峯尾田 3033、3034、3048、3049、3072、3076、3080、3086、字中寒 3087、3090、3093 から 3096 まで、3120、3122、3123、3129、3132、3135、3143、3144、3146、字松川 2873 の 1、2895 の 1、2895 の 2、字峯尾田 3030 の 2、3030 の 3、3035 の 1、3039 の 1、3039 の 2、3070 の 1、3070 の 2、3074 の 1、3085 の 1、字中寒 3091 の 3、3113 の 1
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに三加和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 熊本県告示第529号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成17年4月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市上戸越町字中川内平 2348 の 1、2348 の 10、中神町字段山字都尾野 1013 の 1、1013 の 4、1013 の 5、字米山 1687 の 12
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市上永野町字崩平 2758 の 7  
 (2) 指定の目的 水源のかん養  
 (3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字湯山字野ノ頭 2437 の 1・2437 の 37・2437 の 40・2437 の 41・2438 の 31・2438 の 32・2438 の 115・2439 の 3・2439 の 4・字竹ノ口 2441 の 2 (以上 10 筆筆界未定、次の図に示す部分に限る。)  
 (2) 指定の目的 水源のかん養  
 (3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字下丸尾 1947 の 2、1947 の 3、1948 の 1、1948 の 2、1952、1953 の 1  
 (2) 指定の目的 水源のかん養  
 (3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字下梶原 4257 の 1・4257 の 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、4257 の 32・4257 の 56 (以上 2 筆筆界未定、次の図に示す部分に限る。)  
 (2) 指定の目的 水源のかん養  
 (3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 6 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字上荒地 6217 の 1  
 (2) 指定の目的 水源のかん養  
 (3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 7 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字平野 6489 の 2 (次の図に示す部分に限る。)  
 (2) 指定の目的 水源のかん養  
 (3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第 530 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 7 第 2 項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成17年4月22日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分等

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 部 分	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡多良木町大字多良木字松下1210番地先から 球磨郡多良木町大字多良木字松下1222番3地先まで	4.7 ～ 6.9	149.5
”	”	球磨郡多良木町大字多良木字松下1224番1地先から 球磨郡多良木町大字多良木字百太郎1281番3地先まで	5.0	28.7

2 指定する期日 平成17年4月22日

熊本県告示第531号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年4月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【認知症対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
グループホームあやすぎの里 山鹿市鹿北町岩野5497番地の1	社会福祉法人 平成会	平成17年4月13日

公 告

熊本県公告第338号

玉名郡横島町横島干拓土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成17年4月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田 口 征 憲	玉名郡横島町大字共栄96
”	森 川 和 博	玉名郡横島町大字横島7107
”	前 本 正 信	玉名郡横島町大字横島10295番地の2
”	高 田 健 治	玉名市大浜町3330
”	荒 木 勝 光	玉名郡横島町大字共栄63
”	荒 木 賢 二	玉名市大浜町3982
”	寺 井 博 澄	玉名郡横島町大字共栄57
”	荒 木 享 二	玉名市大浜町5348
”	後 藤 秀 男	玉名郡横島町大字共栄381
”	上 村 浩 春	玉名郡横島町大字共栄372
”	中 原 龍 一	玉名郡横島町大字共栄411
監事	荒 木 眞 一	玉名市大浜町5321
”	内 野 武 幸	玉名郡横島町大字横島6305
就任		
理事	荒 木 眞 一	玉名市大浜町5321
”	寺 井 博 澄	玉名郡横島町大字共栄57